

## 実践 NPO 講座④ 和泉における行政事業の受託について

廣瀬 聰夫

### 【1】 DASHの受託事業の実績

2000年度	トヨタ財団1999年度市民活動助成金 和泉市人権文化センター図書館準備業務委託 和泉市自治会别人権研修業務委託 大阪府まなび・ふれあい・まちづくりプロジェクト	50万円 394, 4万円 142, 5万円 50万円	ノウハウ
2001年度	和泉市自治会别人権研修業務委託 和泉市人権文化センター啓発交流事業 和泉市青少年センター事業	142, 5万円 3687, 7万円 1868, 4万円	零用金対策 人材育成 ノウハウ

\*他にも日韓交流で助成実績あり（不合格の方が多いけど！）

### 【2】 行政事業の受託のノウハウ

① NPO のミッションと行政の新しいニーズのリンク

\*業務委託でいくか、補助金でいくかの判断が必要

\*委託と下請けについての考え方

\*NPO 側の行政にないスキルの養成が必要不可欠！

②行政側の理屈づくり（協議、交渉、答申など）

③行政のタイムスケジュールに合わせて

④公募方式か、随意契約か

⑤事業の評価と精算、説明責任

### 【3】 演習～NPOと行政の協働事業にエントリーしよう

①事例紹介「いざみワールドフェスティバル」

4. 1次セイタ受託

②申請書を書いてみよう

行政からは直面

全体 Meeting 1

2回目11月

一般大企業と連携

連携して行なう

事業者以降で行なう

事業者以降で行なう

### 【4】 人権行政を進めるにあたって

① NPO と行政の協働は戦略的課題

②業務委託・補助金・共催・実行委員会形式

ネットワークの方の方

# 「委託」をどう考えるか

つまり委託を受ける側に一種の優位性があるわけである。この点で委託を受ける側は行政と対等に向き合える立場になる。

それに委託は、元来、委託者と受託者の対等な契約で成立する。つまり受託者は、委託内容に不満があれば契約しない自由があるのだ。

このように考えると、市民活動団体が行政から事業を受託することには、両者の対等な協働関係を築いていく可能性があると言える。

また、委託として実施するほうが、かえって行政責任を明確化できるという面もある。

従来、補助金によって支援されてきた市民活動の中には、生存権や学習権のような人権の保障に取り組むものも含まれている。これらは、本来、行政責任で実施すべきだが、現実には施設化されていらない中で、市民が「やむにやまれず」取り組んでいる活動とも言える。そこで行政としてもその意義を認め、補助金支給という形で支援してきたわけだが、こういった活動の場合、本来は委託事業への転換も検討すべきだということになる。

つまり委託事業というのは、行政責任を明確にしながら、民間団体の特性を生かして事業を実施する形態とも言えるわけだ。

もつとも、このもうなりじが健前化しきれい事

非営利活動促進法がある。この法律で市民活動団体の法人格取得が進み、「任意団体には事業を委託しにくい」という、従来よくあった障害が崩されたのだ。そこで、市民活動団体と行政との関わり方として委託という形態も注目されたしたわけである。

もつとも、「委託」というと「下請け」のイメージも強い。そこで、この動きは安易に行政責任を市民活動団体に転嫁するものではないかといった懸念もなくはない。

それに「委託」での責任主体は行政。この点、あくまでも主体は市民活動団体となる「補助」に比べ、委託を受ける側の自由度が少なくなりやすい。下手をすると「うまく使われるだけ」ということになりかねない。

しかし、今後の市民活動と行政の「協働」ということを考える時、この「委託」をより積極的に考える必要もあると思う。というのも補助の場合、行政に助けられるという点で、行政が「上」、市民活動が「下」という關係になりやすい。

この点、委託はどうか。本来、委託という形で外部に行政業務を託す理由は、委託する相手が行政以上の専門性や効率性を持っているからだ。

に終りやすいのもまた事実だ。では、以上のような生産的な関係作りのために何が必要だろうか？

まず、市民活動団体が行政の受託収入だけに依存せず財源を分散し、委託を断れる自由を確保することだ。これがなければ、市民活動団体も限りなく「下請け業者化」してしまうだろう。

それに、受託金という公金を託されるとの責任を受け止め、公共の担い手という自覚を持つこととも必要だ。そして、もちろん委託を受けられる能力を市民活動団体が持つこと。それには専門性の向上に加えて、行政に代わって事業を進める以上、安定的な事業運営能力、書類保管などの基本的な体制整備なども課題だ。

そこで、従来からあつた「補助」を、市民活動団体がこうした力をつけるためのものに改革して活用することも必要だろう。たとえば、継続補助に期限をつける、補助を受ける団体は事業推進力アップ講座も受けることに対するなどで一部の市民活動団体に見られる「補助金依存体質」を、補助制度自体の工夫で改革していく。行政と市民活動団体の間に対等な協働関係を築くには、こうした一連の施策を見直すことが必要だろう。

(編集委員・早瀬 昇)